

## 入札告示

札幌市告示第1989号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示する。

令和6年5月7日

札幌市長 秋元 克広

記



### 1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課給付管理係

電話 011-211-2938

### 2 入札に付する事項

#### (1) 役務の名称

札幌市医療的ケア児レスパイト事業 サポートセンター運営業務

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

#### (4) 履行場所

仕様書により別途指定する場所

#### (5) 入札方法

一般競争入札による。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(小数点第三位切り上げ)を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格

- (1) 令和6年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」－中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 直近1年以内に札幌市から業務を受託している者であること。
- (3) 直近1年以内に他政令市等から同種の事務業務の受託又は障がい者支援事業の受

- 託実績がある者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
  - (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
  - (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
  - (8) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 入札書の提出場所

上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。ただし、原則は送付によることとする。

##### (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujoho/ippankyo/r3/index.html>

##### (3) 入札書の受領期限

令和6年5月 13 日(月)10 時 00 分(送付の場合は必着のこと。)

##### (4) 開札の日時

令和6年5月 13 日(月)17 時 00 分

##### (5) 開札の場所

札幌市役所本庁舎3階 障がい福祉課(札幌市中央区北1条西2丁目)

#### 5 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 入札保証金 免除

##### (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがあ

る。

- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、入札説明書に示す書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。